

Title	ボアソナードの『家督相續見込』について
Sub Title	G.E. Boissonade's written opinion for the Japanese succession system of 1875
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.5 (1959. 5) ,p.51- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590515-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ボアソナードの『家督相續見込』について

向井健

解題

かつて、尾佐竹猛博士は、「明治の初期を表象するものは文明開化の四字に盡きる⁽¹⁾」と述べられたが、まことに肯綮をえた言といえよう。

明治維新の、その「維新」の叫びに照應する近代西歐文明への憧憬は、ただちにこれが急速なる移人となつて示現し、ために、わが國の社會制度は、あらゆる方面にわたつて大變革に遭遇しなければならなかつた。明治の文物百般は、急激な發展の連續であつたが、法律制度もまたそのなかに伍して、「文明開化の流れに棹さして攝取された西洋法律思想⁽²⁾」の影響をうけつつ、異常なまでの變轉の途を辿つたのである。この「攝取」の擔い手の一員に、當時、明治政

ボアソナードの『家督相續見込』について

府に招聘されていた御備外人があげられるが、「洋才和魂の法學者⁽³⁾」と稱せられたボアソナード (Gustave Emile Boissonade) によつて「數多き……御備外人中にあつても、眞個日本の立場に立ち日本の爲に盡瘁せる比類稀なる一人⁽⁴⁾」であらう。

彼は、明治六年十一月、わが政府の懇請にこたえて來朝し、爾來⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 司法省 外務省 元老院などの御備外人あるいは顧問として活躍、その事蹟は、たんに舊刑法・舊民法などの立法事業のみにとどまらず⁽⁷⁾⁽⁸⁾、政治・外交の最高顧問として盡力したのであり、彼のががやかしい功業は、法律・外交・經濟・社會の廣範な分野におよんでいる⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。手塚豊博士が、「明治の偉大なる恩人⁽¹²⁾」と稱揚されるゆえんであらう。數年前、彼の胸像が最高裁判所と法政大學にそれぞれ設置されたが、その際、「時事新報」はとくに「外國の恩人——其恩を忘却してはならぬ」と題する社説をかかけ、「大恩あるボアソナード博士

を、永久に傳えることを得たのは、恩を知るものゝ眞に喜ぶ所」と⁽¹⁸⁾
 その擧をたたえたのは、きわめて時宜をえたものであつた。⁽¹⁴⁾⁽¹⁶⁾

○

さて、近時、筆者ははからずもボアソナードの「家督相續見込」と題された一文書を披見する機会をもつた。原本は、法務圖書館所蔵にかかる「ボアソナート氏『質問録雜編』」中に、他の數編の文書とともに綴込まれている「ボアソナツ氏『家督相續見込』」であり、司法省青色十行野紙十五枚に淨書されている。⁽¹⁶⁾その全容は、後掲するとおりであるが、前半はフランスにおける相續法の大意をしるしたものであり、後半はわが家督相續に關する問答となつてゐる。前半部の終りに「二月九日」の日附がみえ、大尾に「東京千八百七十五年」とあるによれば、この文書は、明治八年二月の作成になる、と推考してもよいであらう。⁽¹⁷⁾

ところで、八年二月のころ、ボアソナードによつてものせられた相續論については、すでに二種の資料が公表されている。その一つは、「明治文化全集・法律篇」に覆刻された、ボアソナード稿・井上操譯「相續論」⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾であり、他のそれは、家永三郎博士が紹介されたボアソナード氏相續論⁽²⁰⁾⁽²¹⁾である。後者は、「千八百七十五年二月十一日」という日附が添えてあるが、前者にはそれを缺くので成稿の年

代は明らかではない。しかし兩者の内容は「甚しく類似しており、ただ、その譯文及び繁簡に多少の相違があるのみ」であるから、この二資料が密接な一連關係にたつことは容易に推定でき、前者の作製期日も八年二月ごろと考えて大きな誤りはないであらう。⁽²²⁾とすれば、筆者の見出せる「家督相續見込」とあわせ、ここに、ボアソナードが八年二月に筆をとれる相續論が、三種、世におくられることとなるわけである。

これらの資料を比照するに、譯文の用語については三者三様、若干の相異は看取されるものの、内容・形式は一見して酷似の一語につきよう。「明治文化全集・法律篇」に收載された「相續論」の第一册が、あるいは、「ボアソナード氏相續論」ないし「家督相續見込」に該當するのかもしれない。

すなわち、この三編の文書は、同一原本にもとづく異譯本たる關係にたつ——いわば三つ子關係にでも擬せられようか——とも推論されるのであるが、確言はひかえない。⁽²⁵⁾

○

明治八年二月といえは、ボアソナードは、司法省部内の有志にフランス民法を講述し、きたるべき民法典編纂の準備としていたところである。まさに、手塚博士は、慶應義塾大學法學部研究室所蔵にか

かる小田切盛徳文書中の「民法會議筆記」「民法講義」、さらに慶應義塾圖書館藏の同じく小田切舊藏書たる箕作麟祥譯「佛蘭西法律書民法」の三資料を精査して、この間の事情を闡究された。ボアソナードが「隨處で日本民法起草の場合の意見（フランス民法の條文に對する修正意見）を述べていることから判斷するに、この會議は、單に彼からフランス法の註釋を聞くためではなく、日本民法編纂の準備として行われたものと推定される」と説かれる博士の見解にはしたがうべきであらう。⁽³⁰⁾

さて、右の三種の稀觀資料にもとづけば、民法會議は、八年二月には四日と二十四日の二回開催され、兩者の間には二十日の休講期間があつたことが判明する。⁽³¹⁾

ところで、その當時、上述せるフランス民法の講義とならんで、ボアソナードはフランス訴訟法（民事訴訟法）講述の會議を主宰していた。この會議の議事録として、現在、内閣文庫に「訴訟法會議筆記」と題する全五冊の淨書本が所藏されており、さらに、慶應義塾圖書館藏の箕作麟祥譯「佛蘭西法律書訴訟法」は、この會議の席上で使用されたテキストであつた、と推考されるのである。といふのは、内閣文庫本「訴訟法會議筆記」には、七年四月十日の第一號記録より翌年四月三十日の第四十五號記録までが收められており、それによれば、おおむね毎月五・十の日に開かれていることがうか

ボアソナードの『家督相續見込』について

がえるが、その日附と、箕作譯「佛蘭西法律書訴訟法」に書入れられたそれとが一致するからである。同書の書入は日附のみにとどまらず、註釋・人名（たとえば、ボアソナード・名村泰藏・鶴田皓）などが記載されており、その態様は、手塚博士の紹介せられた前記「佛蘭西法律書民法」の場合とまったく同一である。⁽³⁷⁾ この「佛蘭西法律書訴訟法」も小田切舊藏書中の一本であることから推して、民法會議におけると同じく、小田切が訴訟法會議にも書記として参加し、その席上、筆をとつてしるしたものであることは疑いが無い。⁽³⁸⁾

この二種の資料によれば、八年二月は、五日・十日・十五日・二十日・二十五日と、定められた會日に開催されている。とすれば、民法會議にあつては、二月は四日・二十四日の二度開かれたのみで、その間に二十日の休講期間が存したことは既述のごとくであるが、他方、訴訟法會議では、規定の會日をおつて行われ、休止期間はなかつたわけである。

民法會議・訴訟法會議の名實ともに中心人物と目されるボアソナードが、當局者の命により、「相續論」「ボアソナード氏相續論」あるいは「家督相續見込」と表題される、わが相續制度改革に關する意見書を執筆して傾聴すべき卓見を述べたのが八年二月九日ないし十一日であつたという事實は、ここで意味ふかきこととして浮びあがるであらう。ボアソナードが、わが相續制度についての見解を徹

せられるにいたつた経緯はいまだ必ずしも明瞭でないが、彼は、おそらくは八年二月のはじめごろ、意見書の提出を請われるや、進行中の民法會議のみを一時中斷して相續制度改革をめぐる所論をまとめあげたのであろう。内容の一部は問答形式をとられているが、その質問は、あらかじめ當局側より與えられていた、とも推測される。

かくして彼の相續論は、翌九年、井上毅らによつて相續法の改正が問題とされた際、ふたたび重要意見として採りあげられ、改めて参考に附せられたものであろう。⁽³⁹⁾

○

さて、ボアソナードの法律觀、ないし法哲學のよつてたつところは、自然法思想であつた。その内容については、「餘りに現實ばなれのした舊自然法であつた⁽⁴⁰⁾」とする見解もあるが、田中耕太郎博士は「人間の自然狀態 (état naturel) に關して、啓蒙期自然法の學說を採用せずして、人間が他の動物と異なる所以に立脚する所の、人間の政治的性質を強調するアリストテレス・聖トーマスの自然法理論に歸依してゐることを明瞭に看取し得る」と述べられている。⁽⁴¹⁾

『人ヲ害スルナシ』性法ハ全ク此ノ一語ニ存ス。立法官ハ特ニ此一語ヲ擴充シ之ヲ活用スルノミナリ。是レ實ニ諸人爲法ノ大源正礎ナリ。諸君之ヲ以テ吾人ノ標的ト爲セ。日本語以テ之ヲ約言シテ其

意ヲ盡クスヲ得ル猶ホ羅馬法朗西ノ語ニ異ナルナシ。曰ク『人を害するなし』。性法ハ人爲法ヨリ其意味深長ナルニ依テ之ヲ推究スルニ於テハ遠ク萬事ニ涉ルヲ得ヘシ。故ニ吾人ノ良心ニ顯ハレ吾人ノ道理ノ示ス所ノ者ヲ遵守セハ性法ト共ニ満足シテ吾人ニ於テ亦缺クル所ナカラン⁽⁴²⁾』とは、司法省法學校の開講せられた明治七年四月九日——訴訟法會議の開始される前日——ボアソナードがこころみた演説の結びであるが、彼の自然法(性法)を直截に要約するものであろう。また、彼にしたがえば、自然法は「世界ヲ擧テ遵奉セサルナキ法律ノ大要基本⁽⁴⁴⁾」なのである。このような思考を基盤としつつ、彼は法學教育に専念する一方、各種の立法事業に關與してこれを推進したのであつた。「日本の自然法思想を培つた第一人者⁽⁴⁵⁾」である彼の立場は、「あたかも維新ののち一切の舊慣を打破し、新し何物かをつかもうとする明治前期の時代的要求に合致した⁽⁴⁶⁾」ともいえよう。⁽⁴⁷⁾

いま、相續制度に視點をしぼるならば、彼の所論の大意に接するには「明治文化全集・法律篇」に採録された、八年に成稿の「相續論」が比較的まとまつており、適當とも思料されるが、これについてはすでに諸家の先行業績の觸れるところであるから、それにゆづつて、ここでは割愛したい。⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

こえて二十一年十月ごろ、舊民法編纂途上の草案の一つである、

いわゆる第一草案が成立⁽⁵⁰⁾⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾したが、それにさきたつ數ヵ月前の同年五月五日、ボアソナードは國家學會の月次會において「長子權論」と題する一場の演説をこころみ、それはただちに活字に移されて世に問われたのであつた。⁽⁵³⁾

「長子權ナルモノハ法律經濟道德ノ三學ニ關係シ多少ノ差アリト雖モ三者何レニモ涉ラサル」はないのであるが、「余カ論スル所ハ其法律ニ關スルコト少クシテ却テ經濟道德ニ關スル所多キニ居ル」⁽⁶⁴⁾とその冒頭で述べているごとく、法律論に觸れるところはきわめてすくない。終りにのぞみ、「斷案ヲ下シテ曰ハンニ長子權ナル者ハ經濟上德義上及ヒ宗教上ヨリ觀察スルニ一點モ正理ノ之ヲ佐クル所アルナシ」⁽⁶⁵⁾として説論を結んだのは、「カトリックとしてアリストテレス、聖トーマスの流れをくむスコラ的自然法の徒」⁽⁶⁶⁾たる彼の面目の一端を窺知できよう。「相續論」で明示された彼の立場は、十數年の歲月をけみしても微動だにしないのである。

この論考が公けにされるや、「學識ノ邊キコト彼レガ如ク名譽ノ隆キコト彼レガ如ク加フルニ耳順鶴髮ノ年功ヲ以テシテ數十年來固執ノ持論ヲ演述ス」夫レ民法編纂ノ日ニ方リ政府一旦博士ノ説ヲ採聽スルコトアラバ是レ國家百年ノ禍源決シテ等閑ニ看過スベカラザルモノアリ⁽⁶⁷⁾として、ただちに木内重四郎の駁論がものせられたのは、注目すべきことであらう。「明治の社會は急角度に發展し、二

十年頃からは漸く自己反省の時期、實證主義の時代に入つた」のであるが、ボアソナードの「滯日後半期が比較的不遇であつたのは……博士の立脚した思想の……時代的ズレにもとづくものであらう」⁽⁶⁸⁾と指摘される手塚博士の評言は、まことに適切であつた。⁽⁵⁹⁾

以上、筆者の披見しえた明治八年二月のボアソナード稿「家督相續見込」なる一文書をめぐり、その周邊にある一・二の問題につきささやかな考證を加えるとともに、あわせて、その背後にたつ相續制度に關するボアソナードの法思想にまで、紹介をかねて考察してみたしだいである。

明治相續法史をつらぬく大きな命題は、家督相續に對する遺産相續、長男子相續に對する分割相續という問題であらう。これら相互の相剋・對立、さらにはからみあいを追究し、その性格・意義を闡明にすることこそ、專家に興えられた課題でなければならぬ。ここに覆刻・發表する「家督相續見込」も、將來、この見地よりの接近・検討の要があるゆえんである。

そして、それはすなわち、「今日我々は特に新なる光を以てボアソナードの思想を再吟味再評價し、以て明治の創業時代に於ける我が國家社會の一人の偉大な恩人に對する我々の感謝を新にする」⁽⁶⁹⁾

という要請に、いくらかでもこたえるものではあるまいか。⁽⁶¹⁾

- (1) 尾佐竹猛「明治大正政治史講話」二二頁。
 - (2) 手塚豊「明治民法施行以前の親子法」家族問題と家族法・親子・一三〇頁。
 - (3) 杉山直治郎「洋才和魂の法學者」帝國大學新聞・昭和一年一月二六日號。
 - (4) 手塚豊「ポアソナードの日露戰爭觀」明治文化・第一六卷二號一六頁。
 - (5) 岩田新博士は、ポアソナードに、「時處位を通じて法の原理は同一であるとするの、固い信念がなかつたならば、如何にして過去二千年來違つた習慣に棲み、違つた文化に育つて來た遠方孤立の民族を、西洋の法律によつて規律しやうとする考へが、浮かびえたであらうか」(岩田「日本民法史」一七六頁)とされるされている。
- なお、ポアソナードの來朝の動機については、「日本への深い愛情」(座談會)法政・第二一號五九頁、田中耕太郎「ポアソナードの法律哲學」法律哲學論集・第三卷・一一五頁註(1)、谷田貝三郎「身分法における普遍性と特殊性」同志社法學・第二五號一四頁註(4)參看。
- (6) 法務圖書館に、「佛國ポアソナード氏皇國着京以後司法省へ建白并ブスケー氏連名書及ガリー氏添書類」なる一文書が藏せられてゐるが、來朝直後のポアソナードの動勢を推知するに便益な資料である。

ちなみに、ここに「ブスケー氏」というのは、司法省御備外人 Georges Hilaire Bousquet のことであり、彼に關しては、手塚豊「明治法制史上に於けるチュ・ブスケとブスケ」明治文化・第一五卷一二號一頁以下、同「ブスケとチュ・ブスケ文獻補遺」明治文化・第一六卷七號二三頁以下に詳細である。「ガリー氏」とは、同じく司法省御備外人 Gaston Galy を指稱している。向井健「民法口授」小考「慶應義塾創立百年記念論文集・法學部法律學關係篇・五〇八頁以下參看。

(7) たとえば、小野清一郎「舊刑法とポアソナードの刑法學」刑罰の本質について、その他・四二五頁以下、石井良助「民法編纂局の開設」法律時報・第三〇卷九號八八頁以下、同「ポアソナード氏起稿日本民法草案財産篇」法律時報・第三〇卷一〇號八四頁以下、一一號八八頁以下、藥師寺志光「ポアソナードと法典論争」法政・第二一號四〇頁以下など參看。

(8) 明治二十三年に公布された舊民法は、世にポアソナード民法とよばれるが、いわゆる法典争議の結果、陽の目をみることなく葬り去られた不運の法典であつたことは周知のごとくである。しかし、當時の實情をみるに、舊民法は草案のときから「書かれた條理」として裁判官によつて適用されているし、また國家試験の主要科目の一つでもあつた。この點より按ずれば、舊民法はたんなる草案ではなく、事實上は當時の法源の一種であつた、とも思料せられ、つづく明治民法にも、内容的にすくなくからざる影響を與えている。されば、杉山直治郎博士が、「私は敢て言ひたい、我國明治維新後最初の民法は、正式に實施され

た新民法典ではない、實はポアソナード法典であつた」(前掲・杉山「洋才和魂の法學者」)といわれるのも、またゆえなしとしない。

(9) 尾佐竹博士は、かつて「遺憾なのは、ポアソナードの事蹟を以て單なる立法事業の範圍に止まるかの如く説くものゝあることである。それも、その畢生の大事業たる舊民法が實施せらるゝに至らざりしより、これを輕視し、單に、舊刑法の起草者としてののみ推獎し、または裁判所構成法の立案者としてののみ稱揚するものゝあるのは、ポアソナードの爲めに採らないのである。

素よりは是等の事柄も、ポアソナードの事業の中においては、重要な足跡を印したものに相違ないが、これはポアソナードの一面に過ぎないのである」(尾佐竹「ポアソナードの思出」文化と大學・九〇―九一頁)と述べられたことがあつた。

(10) 彼の功績について、手塚豊「ポアソナード博士のことども」三色旗・第七二號五頁以下は、簡明にして要をえている。

(11) 民法典・刑法典の編纂と相並ぶべき彼の業績の一つに、拷問制度廢止に關する貢獻があるが、これについては、手塚豊「明治初年の拷問制度」明治初期刑法史の研究・一二六頁以下參看。

なお杉村虎一・大谷美隆「拷問廢止とポアソナード氏の功績」法律及政治・第六卷八號一〇五頁以下、九號八六頁以下、大谷美隆「ポアソナード博士の我國司法部に對する功獻を偲ぶ」法律新報・第五五九號八頁以下、同「ポアソナード博士の拷問廢止の建白書發表について」法律新報・第七五八號六〇頁以下參看。

政治・外交の方面における彼の寄與のうち、有名なものは、條約改正反對意見である。これは「明治文化全集・外交篇」(昭和三年版)四四七頁以下に、「ポアソナード外交意見」として收められている。なお、尾佐竹猛「井上毅・ポアソナード兩氏對話筆記」法曹會會報・第一三號一九頁以下、荻原久康「條約改正とポアソナード」藝林・第三卷四號三六頁以下參看。

このほか、小牧近江「ポアソナードの日本労働問題への寄與一法政・第二一號五〇頁以下、吉野作造「日本ニ於ケル労働問題」『ポアソナード氏ノ經濟論ヲ評ス』題解一明治文化全集・社會篇(昭和四年版)・解題二七頁以下など參看。

(12) 前掲・手塚「ポアソナード博士のことども」一五頁。

(13) 「時事新報」昭和二八年二月二十九日號。

(14) かつて、石山彌平氏は、ポアソナードの逝去(明治四三年)に際し、「吾人は唯た世間幾千の朝野法曹か、氏の功勳を窺視し不關焉の態度を採るを怪み、識者の起て速かに之か表彰の道塗を開かんことを望むに切なり」(石山「ポアソナード氏の功績を紀念せよ」日本辯護士協會録事・第一四四號五頁)と論じていた。

(15) ポアソナードの滯日は、前後二十二年におよんだか(もつとも明治二十二年に、約六ヵ月の賜暇をえて歸佛している)、舊民法の施行延期が決定し、邦人のみによる民法典の編纂がすすみつつあつた明治二十八年、悄然として歸國した。

なお、「ポアソナード博士を送る」太陽・創刊號二六九頁以下、「加太邦憲自歴譜」一五三頁以下、「川淵龍起自歴譜」七二頁

以下參看。

(16) 明治十年十二月より翌年五月にかけ、司法省は「質問録」三冊を印行したが、「家督相續見込」は、そのなかに見出しえな
い。

(17) ポアソナードが拷問を目撃した後、ただちに筆をとつて意見書をしたため、司法卿大木喬任に提出したのが、二ヵ月後の八年四月十五日のことである。前掲・手塚「明治初年の拷問制度」一二六頁以下參看。

(18) 「明治文化全集・法律篇」(昭和三二年版)五一八頁以下に收められている。本文書の名稱は、上掲書・五一八頁には「ポアソナード氏意見書相續論」とあるが、四六二頁・中扉裏の註記には「相續制改革に関する意見書」とみゆ。本稿においては、「相續論」と呼稱する。

なお、風早八十二氏の解題にしたがえば、本文書は舊司法省圖書館所蔵にかかり、全四冊郵紙四十二枚より成る寫本である(上掲書・解題三五頁參看)。

(19) さきに手塚博士は、ポアソナードを養子反對論者とされる青山道夫教授の所見の誤りであることを指摘されたが(手塚「明治前期の養子反對論—法學研究・第二八卷四號六一頁以下參看)、青山教授の典據とされたのは、實はこの「相續論」の一節であつた。

(20) 家永三郎「新民法精神の萌芽—日本近代思想史研究・一〇八頁以下參看。

この論稿は、明治九年、太政官法制局において行われた相續

法改正をめぐる顛末を井上毅文書によつて説かれた貴重な專論であるが、この「ポアソナード氏相續論」は、その一件書類中に含まれていたのである。

(21) 井上毅の作製したいわゆる「乙號布告案」につき(前註所引論文・一〇〇頁以下)、近時、「この井上案は、子弟の別居・分産の自由および相續放棄を認めた點においてブルジョア的といふことができようが、單獨相續か分割相續かの撰權を家父長に認めた點については……必ずしも進歩的であつたと言ひ切れるかどうか、疑問の餘地がないわけではない」(川島武宜・利谷信義「民法(上)——法體制準備期——」日本近代法發達史・第五卷・二三頁)といわれている。

(22) 前掲・家永「新民法精神の萌芽」一一〇頁。

(23) 前掲・谷田貝「身分法における普遍性と特殊性」二六頁註(1)。

(24) 前掲・川島・利谷「民法(上)——法體制準備期——」三二頁註(11)參看。

(25) 「家督相續見込」は八年二月九日の日附を有し、「ポアソナード氏相續論」は同年二月十一日附であるが、この相異はどのように考へるべきか、など問題のいまだいくつも殘存することは、いうまでもない。

(26) 手塚豊「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」瀧川博士還曆記念論文集・日本史篇・八三五頁以下參看。

(27) 小田切盛徳は、「元老院勅奏判任官履歷書」にしたがえば、五年九月八日・任司法大録、八年五月十五日・補司法省七等出

仕、九年一月十七日・任司法權少丞とみえるゆえ、八年二月當時は、司法大録であつたのである。

(28) 筆者は、さきに司法卿江藤新平の民法編纂につき批論を公けにしたが、そのとき紹介したる「民法會議筆記」も慶應義塾大學法學部研究室藏の小田切文書の一本である。前掲・向井『民法口授』小考」四九九頁參看。

なお、右の「民法會議筆記」と、本文における手塚博士の利用された「民法會議筆記」とは、ともに小田切文書ではあるがまったく異なる資料であることは、言を俟たないであらう。

(29) 前掲・手塚「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」八四一頁。

(30) 石井良助博士も、「この講義の筆記を『民法會議筆記』と稱していることもこの推定を助けるもの」(石井「明治十一年民法草案」(一)法律時報・第三〇卷四號九六頁)といわれている。

(31) 前註(29)に同じ。

(32) この會議録が「訴訟法會議筆記」と題されていることは、會議の途上、ポアソナードがフランス訴訟法の條文に對する修正意見を發言していることと考えあわせて、注目すべきことであらう。民法會議の場合と同じく、わが訴訟法典編製の準備として、この訴訟法會議が行われた、とも推論されよう。

ちなみに、この訴訟法會議の開始された翌八年の、おそらくはその後半より、司法省においては訴訟法の編纂がすすめられており、九年には未定稿ながら一應の草案が完成していたのである。なお、訴訟法の編纂については、稿を改めて他日を期し

たい。

(33) 箕作の翻譯せる「佛蘭西法律書訴訟法」は、六年九月より翌年四月にかけて順次發刊され、全八冊より成る。もつとも、箕作が翻譯したのはこれよりかなり以前であつた。「元老院勅奏判任官履歷書」によれば、五年正月二十日條に、「訴訟法全部十一冊至急翻譯成業格別勅勵ニ付爲御褒美目錄之通下賜候事一金百圓」とみゆ。なお、前掲・向井『民法口授』小考」五〇一頁註(9)參看。

(34) 前註にしろしたごとく、「佛蘭西法律書訴訟法」の上梓は七年四月をもつて完結したのであるが、このことと、司法省内におけるポアソナードの訴訟法會議がそのときより發足した事實とに注意すべきである。

(35) 慶應義塾圖書館藏「佛蘭西法律書訴訟法」は、箕作譯の全八冊本をまとめて一巻としてあり、表紙に「佛國訴訟法」と題してある。舊藏者たる小田切が、私物用に製本しなおしたものである。

(36) 七年七月十二日の會議を例外とする。なお、この日より同年十一月三十日まで開催されていないのは、ポアソナードの北京出張のためにはかならない。前掲・手塚「ポアソナード博士のことども」八頁參看。

(37) 前掲・手塚「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」八四〇頁參看。

(38) 法務圖書館にも、「訴訟法講義」と題された寫本が藏せられているようであるが、いまだ披見・對照の機會をもちえないこ

とを遺憾とする。内閣文庫本「訴訟法會議筆記」の異本であるか。

ちなみに、訴訟法會議の議事筆記は、その後、ボアソナード講義・名村泰藏口譯「佛國訴訟法講義」として出版されており明治十一年版・十四年版などが存する。

(39) 前註(20)に同じ。

(40) 風早八十二「性法講義」解題「明治文化全集・法律篇(昭和三二年版)・解題三三頁。

(41) 前掲・田中「ボアソナードの法律哲學」一三二頁。

(42) 「性法講義抄」明治文化全集・法律篇(昭和三二年版)・四七一—四七二頁。

(43) 正確には司法省内明法寮の法學校であろう。明法寮の法學校の開設は五年七月であるが(「司法沿革誌」一七頁によれば、七月五日とみゆ)、司法省内に佛國法律學科專門學校が設けられたのは、九年三月である。明法寮は八年五月に廢せられたが、そのとき生徒掛は本省へ屬すことになった。

この間の経緯については、前掲「加太邦憲自歴譜」八七頁以下に詳しい。なお、田部芳「明治の司法界に對するフランスの影響」法曹會會報・第一二號一一頁以下、「東京帝國大學五十年史」(上册)五八六頁以下參看。

(44) 前掲「性法講義抄」四六七頁。

(45) 前掲・岩田「日本民法史」一七七頁。

(46) 前掲・手塚「ボアソナード博士のことども」九頁。

(47) 明治初期以降の自然法に關する著述については、小早川欣

吾「舊民法典編纂過程と舊民法典に關する論争に就いて」續明治法制叢考・二八七頁以下參看。なお、鈴木義男「我國に於ける西洋法學の濫觴」國家學會五十周年記念國家學論集・六八八頁以下參看。

(48) 前掲・谷田貝「身分法における普遍性と特殊性」一九頁以下、前掲・川島・利谷「民法(七)——法體制準備期」——三〇頁以下參看。

(49) 彼が明治十三年三月より五月にかけて、前後十三回にわたつて行つた講義の筆記である「法律大意講義」においても、相續制度に關し、その所見の一端を述べている。ボアソナード口述・加太邦憲筆記「法律大意講義」(明治一四年版)二九頁以下參看。

ちなみに、この講義につき、「この講義の筆記が司法省藏版となつてるところから、司法省法學校でなされたものであるかと想像するが、これを詳かにしない」(前掲・谷田貝「身分法における普遍性と特殊性」一八頁註1)との見解があるが、この講義の終了せる翌日(十三年五月十三日)より、ボアソナードはフランス民法賣買編の講述を司法省法學校において開始しているし、筆者がかつ翻譯者の加太邦憲は、そのころ司法省に二等屬ないし三等屬として在職していたのであるから、この講義が、司法省法學校においてこころみられたものであることはまづ間違いないであろう。なお、前掲「加太邦憲自歴譜」一〇九頁・附録二三頁參看。

(50) 舊民法のいわゆる第一草案の起草經過については、手塚豊

「明治二十三年民法における戸主權」(一) 法學研究・第二六卷
一〇號六頁以下參看。

なお、いわゆる第一草案の、相續に關し規定するは、「民法草案獲得編第二部」(全四六八カ條)においてである。

(51) いわゆる第一草案とポアソナードの關係につき、筆者は別の機會に觸れたことがある。向井健「舊民法關係書二題」巖南堂書目・第八七號一頁參看。

(52) いわゆる第一草案の相續については、前掲・手塚「明治二十三年民法における戸主權」(一)一五頁註(17)、手塚豊「明治二十三年民法における養子制度」(一)法學研究・第二八卷九號二一頁・二八頁註(25)、前掲・川島・利谷「民法(上)」——法體標準備期——「三三頁以下參看。

(53) ポアソナード「長子權論」國家學會雜誌・第一五號二四七頁以下、第一六號三 一頁以下。

(54) 前註所引論文(一) 二四八頁。

(55) 前註所引論文(二)・三一八頁。

(56) 田中耕太郎「ポアソナード教授を想う」毎日新聞・昭和二年一月一二日號。

(57) 木内重四郎「長子權論ヲ讀ム」(一)國家學會雜誌・第一七號四〇一頁。

(58) 前註(46)に同じ。

(59) 明治民法施行後の明治三十四年、ポアソナードは、舊民法——葬られた不運の法典——につき、「然れとも余は他日必ず貴邦人は舊民法の顛覆否な其の當然存置せしむべき規定の大半を

ポアソナードの『家督相續見込』について

減少したるを悔ふるの時期あるべきを信ずるなり。」(在佛國ポアソナード先生よりの來翰—法律新聞・第七一號)と述べていたことを附言しておく。

(60) 前掲・田中「ポアソナードの法律哲學」一五五頁。

(61) ちなみに、ポアソナードには、「遺物相續史」なる論述があり、明治十三年、デュ・フスケ(Albert Charles Du Bousquet)の翻譯により、元老院から梓行された。原著は、ポアソナードが宮内省に献上せる *Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique*, Paris, 1873. にほかならぬ。

凡 例

(一) 覆刻は、なるべく原本の體裁を保つことにつとめたが、印刷の便宜から、通常使用しない字體は若干改めた。

(二) 明らかに誤りと考えられる箇所、および脱字の箇所もそのままにし(ママ)と附記した。

(三) (朱書)の部分は、原文朱書の個所である。

プアソナヅ氏『家督相續見込』

佛國家督相續ノ方ハ頗ル日本ノ通習ト異ナリ其探ムキハ第一上ノ

ノ別ヲ立テス又^(マツ)生法ニ從フヲ旨トスルコトニテ其意味深重頗ル人情
ニ通スルノ道タリ故ニ其^(マツ)方タルヤ自然ノ義理ヲ酌テ至當ノ法則ヲ起
シ以テ之ヲ施政上ニ安排ス^(マツ)凡家督ノ本意ハ一家ノ財産ヲ總束シテ
之ヲ諸血屬ニ平分シ一家昆季ノ間其貧富ヲ同フセサル南錦北輝ノ如
キ不平均ナカラシムルヲ要ス抑佛國現今ノ法則ハ往昔ノ法則ト同シ
カラスシテ家督ヲ分配スルニ其^(マツ)財産ノ性質并ニ原由ヲ問ハス<sup>民法七
百三十三
條</sup>二往昔ノ習ヒニテハ專ラ一家ノ財産ヲ保持シテ之ヲ散亡セシメサル
タメ其財本ヲ區分シ若シ本人没スルトキハ其本人ノ父方ニ屬スル
不動産ハ之ヲ父方ノ血屬ニ付シ其母方ニ屬スル不動産ハ之ヲ母方ノ
血屬ニ付シ其本人生存中自己ノ働キニテ營ナミ得タル動産并ニ不動
産ハ之ヲ兩折シテ父方ト母方トノ血屬ニ分付セリ現今法ニテハ其父
方母方ノ動産不動産本人ノ營ミ得タル動産不動産モ合シテ之ヲ兩折
シ其父方ハ母方トニ分付ス且又其^(マツ)生法ニ從フヲ旨トスルカ故ニ其財
産ヲ分與スルノ次第ハ法律ノ想像ヲ以テ其本人ノ生前ニ在リテ其愛
過ノ親疎厚薄アリシヲ村度スルヲ要スト雖トモ之ヲ規像スルニ其
父方母方ノ差別ヲナスヲ得ス必ス兩屬ヲ同一ニ見做スヲ要ス喩ヘハ
父方ハ現ニ本人ト伯叔ノ親アリテ母方ハ二段目ノ從兄弟ニ係ルト
雖トモ以テ其親疎ヲ別ツ可カラサルハ唯甚父母ノ偏視スヘカラサ
ルヲ以テ推スヘシ所謂一家ノ財産ヲ保持スルカタメ云々ト雖トモ然
レトモ亦其本人隨意ニ遺書シテ其財産ヲ配分スルコトアリ若シ其レ

遺書シテ配分スルノ證シナケレハ想像ニヨリテ其本人ノ意志果シテ
兩血屬ニ平分スルニ在リト見做シ之ヲ^(マツ)所分ス可シ其想像ニヨリテ財
産ヲ配分ス可キ兩屬ハ順序如左

第一 子及孫

第二 父母兄弟姊妹姪

第三 本人之尊族ノ親ノ兩屬

第四 父方母方ト^(マツ)因族

第五 配偶者

第六 政府<sup>第一ヨリ第五ニ至リ引渡スヘキモノ
ナキトキハ之ヲ政府ニ收ム後ヲ見ユ</sup>

但第一ヨリ第五マテ血屬皆以テ家督ヲ受クルノ順次ニ入ルヲ得ル
ト雖トモ又之ヲ細別スレハ就中本腹ノ子ハ無論家督ヲ得可ク私生ノ
子モ亦家督ヲ得ヘシ姦通ノ子及親子兄弟姦通ノ子ハ決シテ家督ヲ得
ルコトヲ許サス抑子ハ男子伯季ヲ以テ之ヲ別視スルコトヲ得ス<sup>民法
七百
四十四
條</sup>且子并ニ兄弟姊妹姪從兄弟ニ差別ナキノ故ハ民法ニ所謂(ラ
ボル)ニ因テ之ヲ見ル可シ(ラボル)トハ割還シト云フ義ニテ則チ
家督人本人ノ生前ニ受ケタル所ノ財産ヲ本人已ニ没スルコトノ後一
旦之ヲ還ヘシテ更ニ之ヲ分付スルコトナリ<sup>民法八百
二十二
條</sup>然トモ儻シ家督
人ノ中本人生前トキニ受ケタル財産ヲ固持シテ還サ、ルモノハ之
ヲ(ドンブシシブデ)トナシテ(フボル)トナサス(ドンブシシブ
デ)トハドンハ進上ト云フ義ブシシブデトハ先キ取リト云フコトニ

テ即チモラヒモノヲ先キ取リスルコトナリ又生法(マヤ)ノ義ニテ家督(マヤ)續ノ

コトニ付キテ(レゼルヴヅ)ト云フコトアリ民法九右ハ本人ハ其自

意ニ任カセ家督相續ニ命ス可キ自由アルカ如シト雖トモ其諸財産ノ

中ニ其幾分ハ其定リタル家督人ニ讓ルヘキタメ必ス動カス可カラサ

ルモノアリ之ヲ(レセルヴヅ)ト云フ但家督ヲ得ヘキモノト雖トモ

民法七百二十七條ノ三様ノ場合ニ係ルモノハ決シテ家督ヲ得ルヲ許

サス所謂レセルヴヅヲ得ヘキモノトハ第一ニ子及ヒ孫ノ如キ正統

ヲ續クヘキモノ是ナリ若シ子及孫ナキトキハ兩屬ノ尊族ノ親之ヲ得

ヘシ故ニ其財産ノ分ケ方ニ兩様アリ一ハ定マリタル家督人ニ讓ラス

シテ本人ノ自意ニ任カセ之ヲ讓ルコトナリ之ヲボルレヨレヂボニブ

ルトイフ一ハ定リタル家督人ニ讓ルコトナリ即チレセルウヲ)是ナ

リ蓋シ家督法律ノ義ニ彼ノ想像ノ親(マヤ)タシニ云々亦未タ其意ヲ盡クサ

、ルモノアリ何トナレハ其本人ノ意中如何ホトノ好惡愛憎アリト雖

トモ定マリタル正統ノモノヘハ決シテ之ヲ讓ラサルヲ得ス是ヲ以テ

法律上ニ血屬ノ義理ヲ掲ケタリ之ヲ生法(マヤ)トイフ

佛國ノ古昔ノ法律ニ於テハ私生子ノ子ハ養料ノ外家督ノ割合ヲ得可

カラスト雖トモ現今ノ法律ニ於テハ私生子ノ子モ亦正子并ニ諸血屬

ニ均シク其割合ヲ得セシム但其割合ハ正子并ニ諸血屬ノ尤姦通ノ子

父子兄弟姦通ノ子ハ興カルヲ得ス獨リ其養料ヲ得ルノミ夫レ私生ノ

子ト姦通ノ子ト差別アル所以ンハ姦通ノ子固ヨリ其親ノ驥行ニテ

ボアソナードの『家督相續見込』について

生シタリト雖トモ其生シタルモノハ均シク之レ人ノ子ナリ其親ヲ以

テ其子ヲ卑シムヘキノ義ナシト雖トモ倫理ニ於テ之ヲ見レハ男女ノ

交リ本婚禮ヨリ始マリ婚禮行ナハレテ夫婦定マリ夫婦定マリテ子生

マル人道因テ以テ正ス可シ故ニ同シク失行ニ屬スト雖トモ私生ノ子

ハ其親初メ私通ニテ生ミシト雖トモ其後配偶ヲ得テ之ヲ子トシ視

シコトヲ欲スレハ亦以テ正子トナスコトヲ得可シ彼姦通并ニ父子兄

弟ノ姦通ニテ生ミタルモノニ至リテハ醜驥ノ餘敗倫極人道ヲ破ル

ノ始メタリ以テ差別ナキヲ得ス抑家督人ハ其家督ノ讓リヲ諾不諾ス

ルコト勝手タリ其讓ヲ不諾スル所以ンハ本人ノ負債其持商ニ超(マヤ)ヨル

等ノ場合アレハ其負債ノ責メ其家督人ニ歸スルカ故ナリ然レトモ若

シ其家督人其本人ノ持高ヲ検査スル免シヲ得テ之ニ諾スレハ其時其

引受ケタル家督ノ現高ノミニテ償却スルコトヲ得可シ若シ又家督相

續ス可キ時ニ當リ其相續人出テ來ラサルコトアルトキハ之ヲ家督絶

闕セシモノト見做シ裁判役ヨリ其家督ヲ讓ル可キモノヲ撰ム可シ其

場合ノ撰ヒニ當ルモノヲクラブルト云フ若シ家督人終ニ出テ來ラサ

ルトキハ一時其家督ヲ政府ニ收ム尤モ其家督ヲ政府ニ收メテヨリ三

十年以内ニ或ハ家督ス可キ人出テ來ルコトアルトキハ政府ヨリ速ニ

其家督ヲ渡ス

二月九日

ブアソナブ

一問 日本ニ於テ家督相續ノコトニ付キ特ニ一法ヲ起シ然ル可キヤ

六三 (四二七)

又ハ華土族平民ノ如キ民ヲ分ケタル各族ニ付キ一法ヲ設ケ然ル可キヤ

答 民モ國モ分タサルコト固ヨリ良法タリ國ヲ分カタサルコトハ日本ニテモ今ハ昔日各藩國ノ互ニ其制度風俗ヲ異ニセシカ如クナラス淳化一轍布令一途ニ歸シテ別ニ事故アルヲ見ス西洋各國ト雖トモ初メハ日本ニ均シク土地風俗所在一ナラサリシカ各邦漸ク其部域ヲ一統シ法律モ容易スク一途ニ歸セシメタルコトハ千八百六十六年伊多利亞ノ一統セシ又當時日耳曼ノ一統セシ及瑞西ノ二十二國ノ法律ヲ一途ニ歸セシカ如キ以テ其得失ヲ計較スルニ足ラン又民ヲ分タルコトニ付テ西洋ノ例ヲ擧ケン西洋ニテモ所謂華土族ナルモノハ平民ト比スレハ稍ヤ公權ヲ許サレタルカ如ク家督相續モ亦平民ト少シ差別アレトモ武人兵士ヲ以テ平民ノ上ニ列セス武人兵士亦均シク平民ナリ魯西亞豪斯吐利亞英國ノ如キ以テ觀ル可シ日本ニ於テ人民ニ族ヲ立テ差別スルコトハ余頗フル此國ニ於テ損アリ得ナキヲ見ル日本ニ所謂華族ナルモノハ舊幕府解廢ト共ニ頓ニ其閑榮ヲ失ヒタルニヨリ其人品モ財産モ轍チ平民ト一轍トナリテ可ナラン尤モ日本ノ古制ヲ崇尊スル意ニ本キテハ其位爵ノ證記等ハ永傳持存セシメテ可ナリ而シテ家督相續ノ如キハ全ク平民一轍ヲ以テ定ム可シ元來此家督分配ノ法人民一般一轍ニ歸スレハ各民一家ノ不動産田畑

等モ甚區分ヲ得テ全國生財ノ大道遂ニ基緒ニ就クニ至リ地力因テ以テ起リ富饒因テ以テ轉マランコト疑フ可ニ非ラサルナリ(本生財)

ノ大道基緒ニ就ク云々トハ一家若干ノ財本モ一人ニテ之ヲ保理セシヨリ其門ノ子弟血屬ニ分ツテ之ヲ營理スルトキハ其營理ノ効互ニ全方ヲ生シ得ル所必ス前日ニ倍セシ困テ一家ヲ以テ全國ニ推スノ着眼痛ク工夫ヲ置ク可キナリ

蓋シ法律ハ將來ノコトヲ定ムルノミニシテ之ヲ既行ニ及ボス可カラスト論シタルコト其意決シテ違フ可カラサルモノアリ何

ントナレハ家督ハ其本人没後ニ於テ論端ヲ生ス可キモノナルカ故ニ法律ハ預メ定メオキテ更ニ障礙ナシ是則チ各國各法普通

ノコトナリ所謂士族ノ家督相續平民一轍タル可キコトハ勿論唯其家祿扶持等ハ舊貫(ヤレ)ニ因リテ之ヲ渡サ、ルヲ得ス若シ士族ト平

民ト差別ヲナシテ惣領ヲ定ムルトキハ末世ノ政府ニ至リ避ク可カラサルノ大害ヲ生セン然レトモ之ヲ處置スルノ緩急ハ余ノ敢

テ知ル所ニアラス

二問 家督相續ノコトヲ人民一轍トナストモ兼テ日本ノ通習タル惣領ニ家督スルコトニ符合スルヤ否ヤ

答 尤モ符合ス可シト思フ其故ハ本人ニ其子數人ノ中又ハ兄弟叔姪ノ中ハ其隨意ヲ以テ財産ヲ讓ル可キノ様アラシムレハ即チ可

ナリ且其遺書尺讓ル可キ趣意并ニ其簡條ヲ定メマカハ其宜シキヲ得ンコト更ニ容易ナラン其本人ノ權云々ハ即チ生法(マツ)ニ由リテ

各國各法ニ並通タリ

三問

本人遺書或ハ贈遺ヲ以テ其諸子中ノ一人ヲ惣領トナストモ其讓ル可キ順次ノ子ニ其財産ニ比例シテ(レゼルヴ)見ユラ遺セハ不可アルナカル可キヤ

答 各國各法ニ於テ古ヨリ今ニ至ルマテ(レゼルヴ)ク定マリテ各シルシキコトハ無論ナリ何ントナレハ親タルノ義務ハ獨リ其一生ニ在ラス其身死スト雖トモ其德猶其子ニ在ル可シ故ニ豫シメ其後途ヲナシ其財産ヲ分配償存スルトキハ則チ其子タルモノ以テ憂ヘナカル可シ此場合ニ於テ日本ノ通例甚便宜ナルコトアリ其故ハ日本ニテハ其親没スルトキハ其惣領タルモノ諸兄弟ヲ扶助スルノ習アリト聞ク如此ナレハ其惣領ノ義務ハ則チ其親ノ義務ニシテ以テ真正ノ法律トナストモ則チ生法ノ旨ニ合シテ其權モ亦生スルコトヲ得可シ

今日本ニ於テ眞ニ如此セント欲セハ博ク其趣旨ヲ西洋各國ニ探リテ其適宜ヲ斟酌ス可シ夫レ隨意ニ遺書スルノ權アラシムル云々ハ英米等ニ於テ最盛ニ行ハレテ其事甚寛宥ニ屬シ其親ノ隨意ニテ惣領ヲ定ムルコトヲナスト雖トモ其他ノ諸子等モ亦以テ生活ヲ失フコトナシ(余書)英米ノ法人ノ自由ヲ許スニ本キ佛國ノ自由タルヲ失ハス然レトモ既ニ生法ニ本ク故ニ必レセルヴヲナサシム既ニ(レゼルヴ)ヲナスヤ本人ノ自由中少シク介意ナキヲ得サレトモ生法ニ於テ血屬ヲ統ツルコトハ則チ天然ノ義理ニ出ス天然ノ義理ヲ全ウスルニ於テ定マリタル相續人タスレカレヴヅヲ得ルヲ道トス故ニ本人ニ於テ差介意アルヲ免レスト雖トモ又何ノ其自由ヲ害スルニ在ランヤ是レレゼセゲケノコトナカ

ボアソナードの『家督相續見込』について

ル可カラサル所以ナリ故ニ彼ニ英米ノ如ク自由ヲ主トシテ之ヲ論スルトキハ家祿ノ法日本ノ從前ニ從フトモ亦何等ノ法トスルトモ勝手タル可シ必スシモ今ノ如ク此事ニ勘考セズトモ可ナラン

四問 若シ本人ノ遺書ナキトキハ兄弟男女ノ差別スルコト可ナリヤ不可ナリヤ

答 法律ハ生法ニ本ツカサレハ保ツコト能ハス然レトモ封建ノ國ニ在リテ其朝廷ノ權力薄弱ハサルトキハ人民ノ間惣領并ニ男子ノ權ハ成丈ケ力ナキヲ要スヘケレトモ其朝廷既ニ權力ヲ復シテ封建ヲ壓廢セシノチハ一般封建ノ風習ハ速ニ之ヲ除去スヘシ佛國ニニテモ彼惣領男子ノ權封建廢シテ後チモ其遺習猶少シク存セシコトアレトモ常ニ國國ノ人民舉テ富マサルナケハ一國ノ富力ヲ全センコト言フニ足ラス亦以テ始テ斯民ヲ樂域ニ置クトイフヘシ凡如此トキハ則チ斯民ノ憂ハ獨リ天災ト其自ラ速クノ禍アルノミニシテ決シテ政ニ在ラシトイフコトナリ

五問 家督相續ニ付本腹ノ子ト妾腹ノ子ト差別スルコト可ナランカ

答 是ハ人ノ家倫ニ管係スルコトニシテ甚論別シカタクコトナレハ彼ノ西洋ノ婚姻ノ意ト宗教ノ旨ニ拘ハラスシテ之ヲ行フテ可ナラン夫レ女子ハ人ノ婦トナリ人ノ母トナルモノニシテ其執操ハ則チ其子ノ徳性ヲ薰化スルニ在レハ果シテ開化ヲ助クルノ始タリ故ニ日本ニ於テモ頗ル婦人ノ意氣ヲ伸ヘシメテ一管スラ之ヲ壓抑スルノ弊ナカランコトヲ望ム蓋シ婦女ヲ壓抑スルノ國

ニ在リテハ甚其開化ヲ害シ及ヒ其風俗ヲ亂ルノ徵ヲナセルコトハ歷々萬國ノ史傳ニ見ヘタリ今マ日本ニテハ妻ノ下ニ妾ヲ納ル、コト古來其通習タリ然トモ妻妾并立チテ衆ノ排斥スル所トナリ終ニ共和ノ方ヲ以テ之ヲ一洗セリ若シ一家ノ財産ヲ擧テ之ヲ一人ノ子ニ與フル以上ハ其一人ノ兄弟姉妹ニ係ルモノハ之ヲ保存嫁娶スルコト固リ其一人ノ義務ニ歸スヘシ然トモ人性良否アリ賢不肖アリ其兄弟姉妹ノ間或ハ頑鈍無頼ナルモノアラハ豈終ニ之ヲ庇育スヘケンヤ若シ又其兄弟姉妹ノ間幼冲自立スル能ハサルモノ多ケレハ其養料終ニ以テ繼クヘケンヤ又其兄弟姉妹

隨意ニテ撰ハシムルノ法ト定ムヘシ抑家督相續ノコトハ未タ大ニ其説ヲ盡サ、ルモノアレトモ暫ク本説ヲ擧テ以テ目今ノ責ニ充ツルト云

東京千八百七十五年

フアソナヅ

既ニ丁年ニ至レトモ不幸ニシテ家窮シ衣食足ラサルトキハ終ニ政府ノ煩ヒタラサルヲ保ツベケンヤ唯其兄弟男女ヲ論セス本人ノ財産不足ニシテ其分付甚稀少ト雖トモ互ニ其分付ヲ資本トナシ罷勉^{マツ}カラ竭クシテ農作又ハ別業ヲ營ナミ得セシムルニ至テハ遂ニ各獨立ノ人民タルヲ得テ轍キ一國ノ富力ヲ助クルノ一部分タルヘシ夫レ如此人民ノ財産各其區分ヲ得テ互ニ其區分ニ專力ヲ盡サシムレハ全國ノ人民擧テ富マサルハナク全其尊卑ノ別チナケレハ妻ナルモノ亦則チ衆婢ノ長カ而シテ若シ其尊卑ヲ別ツヤ則チ家督相續ノ間妻出ノ子輒チ偏重ヲ得ルノ弊ヲナサシ然トモ此妻妾並ヒ納ル、云々ハ日本從來ノ弊習ニシテ一朝改ムヘカラサルモノアリ故ニ暫ク家督ヲ讓ルコトヲ嫡庶ニ限ラス本人ノ